

2026年度事業計画

．はじめに

(公財)新潟ろうきん福祉財団(以下「当財団」という)は、2021年4月1日に公益財団法人に移行して公益法人としての事業を開始し、2022年度からはこれまでの事業を3つに整理して事業を行ってきました。また、2024年度には、今までの事業を整理・統合・抽出する形で向こう5年間の「ろうきん財団中期計画2025(以下「中期計画」という)」を策定しています。このため「2026年度事業計画」ではこの中期計画に基づき計画を立案しています。

新潟ろうきん福祉財団事業の基本となる考え方(中期計画より)

- (1) 県内勤労者の福祉向上・生活向上を実現する
- (2) 新潟県内の労働組合、協同組合、NPO団体、福祉団体等の非営利セクター(ソーシャルセクター)をつなげ、潤滑油の機能を果たす
- (3) 新潟県内の市民活動を資金面から支え、社会課題を解決する
- (4) 新潟労金役職員の誇りと言える存在になる

．2026年度事業の基本的な考え方

2026年度の事業においては、人材育成に力点をおいた事業を進めることといたします。この人材育成はこれまでも「県民・勤労者の福祉・文化向上に関する事業」の中で「人材育成支援事業」として実施していましたが、「社会課題解決支援事業」を本格稼働するなかで、「子ども・若者育成支援」に焦点を絞ることとしたことで、財団内で人材育成の位置づけが高まっていることもあり、その他の事業にも関連付けながら、人材育成の比重を高めた計画とします。

このほか、公益法人制度改革にともなう会計基準の改正に対応するなど、公益財団法人として、引き続き、適切なガバナンス体制およびコンプライアンス体制を構築して事業運営を行います。

．具体的な事業計画

1．県民・勤労者の福祉・文化向上に関する事業

様々な職業や働き方で働く勤労者が集い、県民・勤労者の暮らしに関わる諸問題を共有して、福祉向上と安心・安全な暮らしづくりをはかる運動を推進するために、県民・勤労者の福祉・文化向上に関する事業として、セミナー等開催事業および人材育成支援事業を実施します。県労福協の掲げる安心・共生の福祉社会実現に向けて、県労福協および各地区労福協との連携体制をより強化し、暮らしやすい、住みやすい地域社会をめざして事業を進めることとします。あわせて、これらの活動を通じて、暮らし、働く地域社会の担い手となる人材の育成にもつなげていきます。

(1) セミナー等開催事業

2026 ワーク&ライフセミナーの開催

各地区労福協と連携して、地域の課題解決や地域団体等の連帯形成をめざして「ワーク&ライフセミナー」を開催します。このセミナーでは県内の各地区労福協が中心となって、各地区で地域の課題解決を念頭にテーマ設定し、エリア内の中間支援組織やNPO団体等と連携してセミナーを開催しており、当財団では県労福協と連携して地区労福協にテーマの素材を提供することや、同一テーマによる県内連続セミナーの企画、またはセミナーの複数開催など、新たな開催形態も含めて事業を推進します。

2026 地域活動交流集会の開催

各地区の運動交流をはかり、先進的な取組事例を共有化して、さらに地域の勤労者福祉運動を進めるため、「2026 地域活動交流集会」を県労福協と連携して開催します。集会では、先進的な活動事例を全県で共有するほか、これまでの各地区労福協役員を中心とした参加体制に、にいがた福祉リーダー塾の塾生を加えることで、地域活動の底上げがはかれるような内容とします。

文化講演会

広く県民・勤労者の文化・教養の向上に寄与することを目的に、地方都市を主軸として文化講演会を開催することとしており、2026年度については、糸魚川地区での開催を計画します。

人材育成支援事業

今後の地域社会の活性化や市民活動支援のためには、自発的に活動を企画する人材、または積極的に関与する人材が必要です。このため本事業においては、勤労者福祉運動や市民活動の担い手を育成する観点で事業を展開していきます。なお、人材育成については、社会課題解決支援事業においても「子ども・若者育成支援」という観点で事業を行いますが、助成事業ということもあり、本事業とは区分する取扱いとし、必要に応じて横断的に関連付けることも検討します。

ア) にいがた福祉リーダー塾

これからの新潟県内における勤労者福祉運動の担い手を育成するために県労福協と連携して、毎年度、「にいがた福祉リーダー塾」を開催しています。2026年度も20名の参加者を募集します。内容は講師を招いての学習のほか、ワークショップ形式中心で実施し、参加者の意識が高まり、行動変容するような講座をめざします。また、研修内容をより実践化する契機となるよう、地域活動交流集会への参加を呼び掛けるなど、さらに塾生同士の交流が深まるような企画を検討します。

イ) コーディネーター養成講座

地域づくりを中心に、団体運営の基本やステークホルダーとの調整など、役職員のコーディネート技術向上をはかるため、「コーディネーター養成講座」を開催します。

助成団体の参加費を無料として参加意欲を高めるほか、参加者同士のネットワーク形成をはかります。なお、開催形式はこれまでの開催結果を踏まえ、委託団体と協議して進めます。

ウ) NPO 役職員研修補助

当財団が認めた研修講座に、NPO 団体等の役職員が参加する場合の費用を当財団が一部補助する制度を構築することで、県内活動家の育成に寄与し、ネットワークを強化します。

エ) 大学等連携事業

大学などから演習講座やインターン等の受け入れ要望があった場合は、積極的に対応し、大学生を含む若い人たちの市民活動参画意識を高めます。

2. 市民活動団体助成事業

2025年度にそれまでの「NPO 等地域活動団体助成事業」から「市民活動団体助成事業」に名称変更し、助成割合の変更や人件費を助成対象とする制度変更を行いました。

これにより、それまで続いていた申請団体数の減少が増加に転じています。2026年度も引き続き同様の事業を行うこととし、関連して資金助成以外の伴走支援制度も充実させることとします。また、社会課題解決支援事業のテーマを「子ども・若者育成支援」として本格的に稼働させ、地域社会の新たな担い手である人材育成を図る計画とします。

(1) 市民活動団体助成事業

市民活動団体助成事業

今年度も3つに区分した助成コース(Aコース:スタート部門、Bコース:ステップアップ部門、Cコース:組織基盤強化部門)で公募による募集を行います。

2025年度と同様に助成率を100%とし、あわせて計算根拠を示したうえで20%まで人件費支出を認める内容で募集をおこないます。なお、法人格のない任意団体についてはAコース(スタート部門)のみに、限定することとします。また、新しく助成金を受領した団体の事務等がスムーズに行えるよう「助成金の手引き」の充実をはかることや、事務局による事務指導のための現地視察のほか、選考委員による現地視察やパートナーへの相談など伴走支援の制度も充実させ、申請事業の遂行に協力することとします。

なお、資金助成以外の伴走支援として、以下の事業を実施します。

ア) 地域づくりセミナー(助成団体研修会)

助成団体の事業進捗状況等を確認するため、助成団体による中間報告会を兼ねた研修会を「地域づくりセミナー」の名称で、11月頃に開催します。助成団体の事業遂行を支援する観点から参加を義務付けることとします。また、セミナー全体を通して、参加団体同士の連携やコラボレーション等が可能となるよう、企画検討を行います。

イ) パートナー無料相談サービス

助成団体の相談や悩み事に答えられるよう各分野の専門家や活動家を「パートナー」

として登録する制度を立ち上げており、相談費用を一部、当財団が負担する「パートナー無料相談サービス」を実施しています。2026年度は引き続きこの制度を助成団体に周知し、積極利用を促進するとともに、パートナー登録者の見直しや追加を行うこととします。

ウ) オンラインセミナー

「市民活動団体助成事業」の周知を兼ねた研修会(新潟旬塾)や、パートナーを講師としたオンラインセミナーを公開方式で年間、複数回開催します。また、セミナー後のアンケートや団体への聞き取りなどを通じて、団体のニーズを探ることで、より充実したセミナーとなるよう努めます。

エ) その他

助成事業の成果報告会を5月に公開で開催します。また、本助成事業の特徴点であるCコースについては、より組織基盤強化につながる内容となるよう、選考委員とも意見交換を行い、制度の充実を図ることとします。

社会課題解決支援事業

本事業は中間支援組織の活性化とレベルアップをはかることで、県内市民活動の向上に寄与するため、2024年度に試行的に開始し、中間支援組織が地域内のNPO団体等と連携して社会課題の解決に向けて実施する事業として、2団体を選任して先行実施してきました。これまでもテーマとして「子ども・若者支援」を掲げていますが、二つの先行団体が進める事業が、いずれも人材育成に焦点を当てた内容となっていることを踏まえ、2026年度の事業では、「子ども・若者育成支援」に特化した内容で事業を行うこととします。また、本助成制度はこれまでの「団体に対する助成」という概念ではなく、「プロジェクトに対する助成」と位置付けることで、複数の団体が協働する事業への支援をおこなうことを踏まえ、成果報告会を「子ども・若者 地域づくり参画フォーラム(案)」として開催し、さらに協働の輪を広げる内容とします。

以上の事業に加えて、これまで行ってきた「新潟いのちの電話」に対しては、自殺防止の最後の砦としての重要性やボランティアで運営されていることを踏まえ、例年通りの助成を行うこととし、あわせて融資利用しているNPO法人を対象とする利子の特別助成も継続します。

3. 奨学金事業

(1) 奨学金事業

家計の都合から高等学校や大学の就学に必要な資金の支弁が困難と認められる家庭を支援することで、子どもたちの就学と健全な育成をはかることを目的に、奨学金事業を実施します。高校生に対する奨学金は返還を求めない給付型で募集枠を設けて実施していましたが、ひとり親家庭を中心に多数の応募があり、一層、厳しい家庭状況が明らかになったこ

とを踏まえ、2025年度から応募条件の見直したうえで、応募者全員を採用することとしました。また、大学生については、以前実施していた半額給付半額貸与の奨学金交付をすでに終了しており、引き続き返還管理だけを行うこととします。

高校奨学金給付事業

2025年度に大幅な制度改定を行っていることを踏まえ、改定後の制度を定着させるため、2026年度では応募条件等の見直しは行わず、前年と同様の内容で募集を行うこととします。具体的な募集内容は以下の通りです。

ア) 月額1万円を給付(年1回給付、最高36万円/3年間)します。

イ) 募集対象は高等学校1年生のみとし、採用枠の上限は設けず、募集要件を満たす申込者を全員採用することとします。

ウ) 募集時期は6月15日～7月15日を予定します。

エ) 募集要件となる両親の前年度年収については、給与収入の場合は収入180万円以内、営業所得の場合は所得50万円以内とします。

オ) 申請書類は、奨学生願書兼学校長の推薦書、保護者の所得証明書類とします。

また、募集に際してはこれまでと同様に、すべての新高校一年生に情報が届くよう、募集案内のチラシを配布することとします。

奨学生および保護者アンケート

より良い奨学金制度を運営するために3年間の給付が完了した奨学生および保護者宛にアンケートを実施します。

作文コンクール

2025年度にはじめて実施した作文コンクールを、2026年度も引き続き実施いたします。この作文コンクールはこれまで実施してきた奨学生による成果報告会に代替するもので、寄付者と奨学生をつなぐツールとして作文を活用し、奨学生と保護者が意志ある資金として奨学金を意識することや、作文を通して自身を見つめ直すことで、奨学生の育成にもつながることを目指します。

(2) 大学生に対する奨学金返還事業の実施

大学生に対する奨学金は2017年度から半額給付半額貸与で実施してきましたが、2020年度で支給を終了したため、引き続き返還管理業務のみを行います。

4. 調査研究事業

(1) 調査研究事業

2023年度に(公財)助成財団センターに加入したこともあり、当財団にとって今後必要と判断される講座やセミナー等を受講し、役職員のスキルアップをはかります。また、助成財団や奨学金支給団体として期待される社会的役割を果たせるよう、必要なテーマについて調査研究を行うこととします。2026年度は以下のテーマについて調査研究を行います。

奨学金問題

奨学金の現状の課題や状況分析など社会課題としての奨学金問題について研究を深めることとします。また、家計困難な家庭でも高等教育が必要な状況になっていることを踏まえ、新たな奨学金を含めた制度設計について研究します。

労働者協同組合

労働者協同組合法は2022年10月に施行されました。労働者自身が出資し、経営・労働を行う新たな法人形態ですが、県内ではまだまだ認知が不足している状況です。一方で市民活動団体助成に応募する労働者協同組合もあり、本法人が地域社会の活性化に向けた、新たな担い手として、期待される状況にあります。このため当財団では労働者協同組合推進の連絡会議である「にいがた協同ネット」に会員加入していることもあり、法律の趣旨に則った法人のあり方や活動等について、さらに研究を行うことと、今後の事業に活かしていくこととします。

高齢者支援と遺贈

勤労者福祉を進める立場としては、高齢者支援もさけては通れません。高齢者からニーズの高いセミナー開催とあわせて、遺贈を含む寄付募集の活動について、どのような形態が可能かなどについて、調査研究を行うこととします。関連して、引き続き将来的な遺贈希望者の発掘や、将来不安の解消に向けて高齢者を対象にした「相続・遺言セミナー（仮称）」を複数回、開催します。なお、開催にあたっては、新潟ろうきんシニア倶楽部と連携した対応を検討します。

休眠預金事業の動向把握

休眠預金の資金分配団体に再度チャレンジするかどうかは、今後の検討課題ですが、休眠預金事業には様々な仕組みがあり、参考とすべき事項も多いことから、引き続き調査等を行っていきます。

5．組織体制強化等の取組み

各種社会課題解決と勤労者福祉運動との連携を進めるため、様々な団体との関係強化をはかるとともに、以下の体制構築に向けた整備や課題への対応を行います。

(1) ガバナンス・コンプライアンス

公益法人認定法等の改正に対する対応

公益法人としての準拠すべき法令および関連ガイドラインの改正を踏まえ、新公益法人会計基準への対応を進め、2027年度には新会計基準への切り替えを行うこととします。

なお、当財団は引き続き会計監査人設置対象とはなりません。これまでも決算数値の適切性については、会計士から検証してもらうこととしており、それらの事跡についても保存していくこととします。

あわせて、評議員会・理事会・事業運営会議の機関会議を充実させるとともに、特に助成

事業については、助成先が利益相反に該当する事項も想定されるため、適切なルールを定めて対応することとします。

役員の兼職状況確認

助成財団として利益相反行為に該当するかどうかは重要であり、役員の兼職状況を把握し、助成先として適切かどうか、検証して行くこととします。また、利益相反行為に該当するものの、助成を認める場合には機関手続きや納得性などについて、事跡を残していくこととします。

(2) 寄付金募集体制

今後も当財団が事業を継続していくためには、公益財団法人としての特性を生かし、事業内容を社会にきちんと説明していくとともに、広く一般市民から寄付金を募集できる体制が必要となります。当財団は公益財団法人として、個人から寄付金を受領した場合、所得控除は可能であり、あわせて、2025年1月に新潟県から税額控除に係る証明書が発行され、5年間は税額控除が可能となっています。今後も税額控除が持続できるよう、すでに定期的に寄付金を得るための取り組みを進めており、2026年度もこの取り組みを継続していくこととします。

(3) 情報発信

寄付者と奨学生をつなぐためのツールとして「会報誌『やさしくツナガル』」を発行します。会報誌は年間4号を目途に発行する予定であり、寄付者をはじめ奨学生保護者、また財団の理事監事や選考委員など、関係者に配付して広範なネットワークをつくります。加えてSNSの活用として、LINE公式アカウントを取得し、掲載内容の充実と登録拡大に向けた取り組みを進めます。

(4) 役職員のスキル向上

各種伴走支援を可能とするよう財団役職員のスキル向上をはかります。資格試験の受験にあたって、研修費用を一部補助します。

・2026年度収支予算について

別紙のとおりです。

以 上